

中国少数民族の自治と習慣法

—悠久、雄大、多様の大地へ—

山梨学院大学大学院教授、一橋大学名誉教授
西村幸次郎

I、中国民族法への関心—視察・訪問地など

- (1)海南島旅行—海口、通什、三亜、鹿回頭(1988年2月)
- (2)「海南島における少数民族の家族慣習の調査研究」(1990年12月、1991年10～11月)
黎族、回族、苗族、臨高人の各集落を視察し、海南大学と通什市の関係者と懇談
海南省民族宗教事務委員会の協力を得て黎族及び苗族の集落を視察するとともに少数民族の産業を見学し、海南大学、広州市民族委員会・民族研究所、中山大学法律系、深圳大学法律系、深圳市中級人民法院において懇談
- (3)「中国民族法規の研究」(1994年7月～8月、北京・内モンゴで交流)
- (4)『中国民族法概論』(成文堂、1998年)の翻訳(1998年10月、北京・中央民族大学、司法部)
講演「中国の民族法制と日本の民族問題」(500名)
- (5)「中国の法制事情—民族法制を中心に」(2000年7月～9月)
内モンゴ自治区—内モンゴ大学法学院、社会科学院法学研究所、律師事務所、蘭州-甘肅省、蘭州大学、西寧-青海省、青海民族学院、西安-陝西省、銀川-寧夏回族自治区、律師事務所、雲南省—昆明、大理、麗江、雲南大学、四川省—西昌・成都、北京—中国人民大学、法学研究所において視察・交流
講演「中国の法と社会・政治をめぐる若干の問題」(300名—内モンゴ大、40名—人民大)
- (6)「中国民族法制の総合的研究」—2003年9月10日～20日—北京、青海、内モンゴで交流
中国人民大学、中央民族大学、青海民族学院、青海省黄南藏族自治州同仁県中級人民法院、内モンゴ大学法学院、内モンゴ財経学院において交流
講演—「グローバル化と現代中国法」(600名—青海民族学院)
「中国民族法制の現状と課題」(200名—内モンゴ財経学院)
- (7)2003年10月30日～11月5日—成都、上海
西南民族学院(法学院、民族研究院・経済研究所)、四川省民族研究所、四川大学法学院、復旦大学法学院において交流
講演「中国民族法制の動向と課題」(300名—西南民族大学)
- (8)2004年8月14日～22日—貴州、北京
貴州民族学院、道真コーラオ族苗族自治県政府において交流、黄果樹大漠布
- (9)2005年3月25日～31日—昆明、西双版納、雲南大学において交流
講演「日本における中国民族法研究の現状と課題」(200名)
- (10)2005年8月22日～9月5日—新疆ウイグル自治区(ウルムチ、カシュガル)、内モンゴ自治区(ハイラル、通遼、フホト)、新疆大学、ホルンベルン学院、内モンゴ民族大学、内モンゴ大学、内モンゴ社会科学院、内モンゴ警察職業学院において交流、カシュガルの一般家庭に宿泊
- (11)2005年10月28日～11月5日—広州(南沙)、広西壮族自治区(南寧、桂林、瑤族地区)、広西大学、人民代表大会民族委員会

【関連シンポ】

- (a)1992年11月26日～27日－「アジアの伝統的慣習法と近代化政策」(早大国際会議場)
- (b)2004年11月6日－「草原の環境保護と砂漠化防止のための法制度」(拓殖大学)
- (c)2008年11月22日－日本華人教授会主催「グローバリズムと多文化社会－中国の現実、世界の課題」
(早大大隈小講堂)

これまで交流のあった民族法研究者・実務家－漢族、黎族、侗族、蒙古族、苗族、蔵族、朝鮮族、満族、納西族、白族、回族、土族、彝族、土家族、コーラオ族、水族、彝族、ウイグル族、オロチョン族、エヴィンキ族、壮族など

II、中国民族法研究の意義

- 1、漢民族(92%)と55の少数民族民族(8%)、それぞれの伝統・文化
- 2、少数民族の分布・構成と民族地域の特徴
 辺境－国防の前線、戦略的に重要/隣接－諸民族との関係が密/分布－大雑居・小集居、交錯集居/資源－地大物博/宗教－イスラム教、ラマ教(チベット仏教)、キリスト教
- 3、民族法制の考察を通して異文化への関心、文化の対等性・多元性、漢族と少数民族の関係、西南と北方の地域差、開発と伝統・風俗習慣、自然と人間の共生などの問題
- 4、中国の動向を左右する問題の一つとしての少数民族問題
 1999年11月以来提唱されている「西部大開発」－西部地域の投資環境、民族区域自治などに対する影響、その国際的な範囲にわたる生態環境への影響、日本への影響

III、民族区域自治制度

- 1、民族自決・連邦から民族区域自治へ
 中華思想/文化的経済的格差の是正/外国勢力の活動基盤/自然資源の確保
- 2、基本法－共同綱領(1949年)、民族区域実施要綱(1952年)、憲法(1954、75、78、82年)
 (1989年の民主化要求－連邦制樹立、2008年「08憲章」－連邦共和)
- 3、民族区域自治法(1984年、2001年改正)と自治法実施弁法(雲南省)
 民族自治地方－自治区(5)、自治州(30)、自治県(121)・自治旗(3)、民族郷(1500余)
 自治権－立法権、民族の言語・文字を使用する権利、人事管理権、经济管理権、財政管理権、
 教育管理権、文化管理権、公安部隊組織権、自然資源の管理・保護・開発権、
 民族の風俗習慣を保持又は改革する自由、宗教信仰の自由
- 4、平等・団結・自治・共同繁栄
 - (1)「自治と平等」と「団結と共同繁栄」－中西部経済発展→西部大開発
 対口支援(進んだ地域が遅れた地域を支援する関係、縁組関係)
 - (2)「漢族は少数民族から離れられず少数民族は漢族から離れられない」(鄧穎超、1983年)
 「各民族は共に息を吸い、運命を共にし心をつにする」(江沢民、1990年)
 「誰も誰からも離れられない」
 - (3)少数民族地域の発展を後回しにしてきたことに対する「還債(借りを返す)」
 東部沿海部－「造血経済」(自立経済)、西部－「輸血経済」(援助経済)
 - (4)現実－少数民族を主体とする民族区域自治の推進ではなく、漢族中心の地域自治
 内蒙古自治区の場合－漢族80%、蒙古族17%、その他若干の民族3%
 漢族の研究者が内蒙古自治区の權益を主張するものの、それは必ずしも蒙古族などの少数民族の

利益を主張するのではない。

圧倒的な漢族の人口、中国語の普及、遊牧生活を放棄しての定住化、習慣・衣服の漢族化、漢族との通婚(王昭君が「胡漢和親」の象徴)、モンゴル語を話せない蒙古族国際化の中での英語や日本語に対する関心

「第一回中国・ノルウェー民族区域自治制度シンポジウム」(2000年8月、内蒙古大学)

一 双語・多語現象、漢語の転用状況で、少数民族の言語に対して有効な保護措置が必要
その他の地域において母語を話せない民族が増加

5、モデル地区といわれた地域－内蒙古自治区と延辺朝鮮族自治州

IV、中華民族の多元一体論－中華民族と各民族

1、費孝通の見解－漢族を主体とした社会の安定団結、民族融合の強調

「……中華民族の多元的で一体的構造の形成過程……。その主流は、分散し孤立していた数多くの民族が、接触、混血、結合、融合、時には分裂と衰亡を経て、AとBが交流し、Aの中にBがありBの中にAもある半面、それぞれ個性を保つ多元的統一体（一个你来我去、我来你去、我中有你、你中有我、而又各具个性的多元統一体）を形成した、というものである」(『中華民族多元一体格局』、中央民族学院出版社、1989年、

吳宗金編著／西村監訳『中国民族法概論』初版2刷、2～3頁、成文堂、1999年)

「中国文明の謎－始皇帝、〃中華、帝国への野望」(2012年12月2日、BS)

18回党大会－「中華民族の復興」(2012年11月)

2、内蒙古大学の研究者

「中国は民族大融合を提唱しており、各民族相互間において互いに優れた点を取り合い、互いに融合している。したがって、各民族の優れた点は既に中華民族という大範疇に吸収されており、自然に融合しながら民族の特性を保存することに留意することが一層必要である」

3、「改革開放」(1978年12月の11期3中全会)と「社会主義市場経済」(1993年3月の憲法改正5条)との関係

文化の対等性・多元性の観点や自然と人間の共生の問題において少数民族の営みがもたらす伝統・文化の保持との関係でこの「多元一体論」のもつ意味

V. 西部大開発と民族区域自治法の改正

1、水の問題－黄河の枯渇・断流、草原の開発による砂漠化現象

「南水北調」(揚子江の水を黄河に引く遠大なプロジェクト)の成否

2、内蒙古自治区

急激な都市化による深刻な砂漠化の状況とナイマンの人々と日本人による植樹活動

「砂漠化防止ツアー・内蒙古自治区」(2001年5月26日BS)

「緑の長城を築け－砂漠と闘う日中の男たち」(2002年9月28日BS、遠山鳥取大名誉教授)

草原の開発－遊牧民の生活の基盤に関わるとともに、生態環境に影響をもつ

特に市場経済化との関連で、草原の所有権、草原の開発権、草原の保護の側面から草原法の有する問題点と課題

草原－畑草原(ホルンベルン)、干渴草原(シリングル)、荒漠草原(アラシャン)

「退耕還林」、「退牧還草」の方法によって、過度の放牧の禁止、砂漠化した草原の回復、人工草場の開設、乱開発禁止などに注意が払われてきたが、砂漠化対策計画、砂漠化の予防、砂漠地の改良、保障措

置、法的責任を定める「砂漠化防止・砂漠化地域管理法」(2002年1月1日施行)に期待
水資源保護、再造山川秀美のローガンー生態環境の保護、玉泉区の危機
草原(格根塔拉)ー草種の減少、請負会社、ホルチン草原の大清溝ー沙漠緑洲(オアシス)

3、民族区域自治法(1984年)は2001年2月に改正

西部大開発に関する条項を盛り込まなかったため、その影響を受ける民族自治地方の自治権、
とりわけ経済財政自治権、天然資源の開発権の内実が問われている
中央と地方の権限の在り方、殊に経済自治権、財政自治権、自然資源の開発権
ー五大自治区の自治条例の制定されない原因、分権の問題、地方に開発の能力がない

VI、民族の風俗習慣について

1、時期的特徴

尊重(1949~1956年)、軽視(1957~1965年)、排斥(1966~1976年)、改革期(1977年以降)

2、風俗習慣の改革

(1)保持、改革、廃止の対象と区別の困難性

国家民族委員会「少数民族の風俗習慣問題を慎重に取り扱うことに関する通知」

(1986年2月)ーイスラム教の教祖、婚礼、葬礼、天(鳥)葬の例

(2)風俗習慣に対する尊重と改革ー三つの部分

①健康的で優れたものは提唱、発揚

②繁栄発展、生産発展および民族団結に不利な遅れた陋習は取り除く

③積極的に影響することもなければ消極的な影響もないような一般的なものは尊重

(3)海南島黎族の風俗習慣

「不落夫家」(夫方に住まない)ー出産能力、労働態度などの品定め

「若干の遅れた風俗習慣の改革と若干の古い不合理な規定に関する提案(1958年5月)

①「做鬼」として牛や豚を生け贄えにすること

②父母による請負婚

③結婚の際に高い結納金を取り立てること

④「命日」に仕事をしないこと

⑤“紋面”(顔面に各種の藍色によって線紋を入れ墨する)は、女性の顔面の正常な発育と顔
の美容の上に影響がある

⑥放寮(乱性交関係=自由な異性関係)は、人民の身体健康に対して危害がとても大きい。

乱婚は、人民の身体健康を損なうだけでなく紛争を引き起こす。それゆえ、婚姻法の宣伝教育を強
化し、一夫一婦制を断固実行し、“放寮”の習慣を徹底的に改めなければならない。

“放寮”又は乱婚によって重大な事件が発生した場合は情状の軽重に基づいてそれぞれ処理する

⑦「道公」「娘母」等の古い師によって迷信活動を行い、無実の人を「禁公」「禁母」として迫害

(4)宗教信仰の自由と生活習慣

①回教を信仰する回族の研究者の飲酒

②黄南蔵族自治州同仁県ー安多(アムド)地方、蔵族の伝統文化、習慣の生きる地域

活仏の地位が高いこと、隆務寺の活仏・夏日倉(25歳)に面会し、直接、ハダをかけてもらう、
蔵族の家庭や集会所にはダライラマ(大海の如き上人)の写真を飾る、

老婆の祈りー紐を引く、僧侶の会合(2000人)、活仏ではなく「転世靈童」の呼称を主張する研究者、
2008年以降、暴動と焼身自殺が増大

- ③孔子、アインシュタイン、シェイクスピアの石像(西南民族大学)
- ④ウイグル族、回族の清真菜、飲酒
- ⑤羊の解体ーウイグル族の「人工吹気法」
- ⑥ウイグル族の「割礼」

VII、民族慣習法と国家法

1、 “賠命価”と “兩少一寛”(青海チベット族)

- (1)張済民編『藏族部落習慣法研究』1～3、青海人民出版社、2002年8月
- (2) “賠命価”ー刑事事件を処理する場合のチベット族の民族慣習法
国家の刑事立法と抵触。物質的補償を重視し、宗教的背景がある。
近代法の「罪刑法定主義」に反する。
評価に相違一廃止説と変通法規で取り扱うべきとする見解
- (3)「青海黄南州委員会の厳格に法によって事を処理し、“命價”を賠償することを断固禁止することに関する決定」(2000年4月13日)
同仁県中級人民法院刑事審判庭庭長ー人間関係の重視、法意識の低さ
- (4)「兩少一寛」「少捕少殺」(逮捕を少なくし、死刑を少なくする)(1984年)
ー法律に規定された範囲内のもので、罪刑法定主義に反しない

2、「三つの百で罰す」、「四つの百二十で罰す」(貴州ミャオ族)

- (1)「村規民約」
- (2)プラム5kgの窃盗事件ー100斤の肉、100斤の米、100斤の酒(1斤は500g)
騒動、口論、喧嘩、風景林の破壊ー120元の罰金、120斤以上の豚、120斤の酒
- (3)多種の機能ー懲罰、警戒、怒りの解消、娯楽、教育等
- (4)招宴、会食の重要性

VIII、婚姻法の「弾力的補足的」(変通補充)規定

1、1950年婚姻法、1980年改正婚姻法ー「弾力的補足的規定」

非近代的な婚姻制度や家族慣習に対してその民族・地域の実情に合わせて弾力的に対応する

2、問題点

- (1)法定の最低結婚年齢
- (2)三代以内の傍系血族の結婚の禁止
- (3)身分的婚姻制度の廃止
- (4)異民族間の通婚に対する干渉の禁止
- (5)婚姻に対する宗教の干渉の禁止
- (6)転房=レヴィレート婚(逆縁婚)の禁止
- (7)一夫多妻と一妻多夫(兄弟一妻婚)の廃止
ーモソ人の家族関係(母系社会の活化石、走婚、無父無夫的国度、性病の心配)
- (8)宗教儀式を法定の結婚離婚手続に代替することの禁止、口頭・書面による離婚通知の禁止
- (9)民族的伝統儀式の禁止

おわりに

- 1、異文化への関心、文化の対等性・多元性
- 2、視角と研究分野—敏感な問題
(1)漢族と少数民族 (2)香港・マカオ・台湾の動向 (特に、高度の自治、一国家二制度)
- 3、共同研究と田野調査の重要性—南方・西南と北方の地域差—
「調査なくして発言権なし」(毛沢東)、「定点観測」、「走馬観花」
- 4、日中関係の歴史と将来
歴史認識と靖国参拝—「抗日戦争勝利記念 60 周年」(2005 年 9 月 3 日)、ハイラルの要塞
尖閣問題—核心的利益、資源と海洋ルートの確保 (人口問題の圧力)
- 5、言葉、費用、体力・行動力、時間
- 6、名曲アルバム「草原情歌」

参考文献など

西村編著『中国少数民族の自治と慣習法』(成文堂、2007 年)

- 1 章中国民族法制の問題状況—動向と課題—(西村)
- 2 章中国における民族自治地方の立法自治権—その現状と課題—(芒来夫)
- 3 章中国民族教育における教育自治権について(格日樂)
—民族教育の使用言語文字と教育内容に対する自治権を中心に—
- 4 章中国の少数民族地域における罪と罰・法と慣習(王雲海)
- 5 章青海チベットの賠命価—その今日的意義と課題(小林正典)
- 6 章ミャオ族の「三つの百で罰す」—伝統的処罰と慣習法—(徐曉光)
- 7 章民族経済と西部大開発(佐々木信彰)

西村『現代中国の法と社会』(法律文化社、1995 年)

小林正典『中国の市場経済化と民族法制』(法律文化社、2002 年)

西村「中国の社会・法制事情と日中交流」(『山梨学院ロー・ジャーナル』7号、2012 年)

- 一、甲斐の国から
- 二、自由、人権の問題
- 三、環境問題
- 四、民族問題
- 五、日中関係
- 六、日中の経済交流
- 七、「草原情歌」のこと

[民族詠]

- * 開発と環境保護の難題を抱ふる大地確かと見つめん
- * チベットの民が求むる自治の道ヒマラヤのごと厳しく険し
- * ウィグルの正餐食し聴く音色誇りの高き民族想ふ
- * 垂れ込む北京五輪に暗雲がチベットに継ぎ新疆にも
- * 新たなるアイヌ沖縄知りて今国の歴史を沈思するなり
- * ハイラルの要塞の壕訪ね見て小鬼と呼ばれし時代を想ふ
- * 崑崙にとどけとばかり歌ひこむカザフの心「草原情歌」